

議案第14号

大阪市消費者保護条例の一部を改正する条例案

大阪市消費者保護条例（昭和51年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中

「  
第7章 雑則（第34条）

」

を

「  
第7章 消費生活センターの組織及び運営等（第34条―第39条）

第8章 雑則（第40条）

」

に改める。

第34条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第40条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 消費生活センターの組織及び運営等

（消費生活センターの名称及び所在地等の公示）

第34条 市長は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び所在地
- (2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

（消費生活センターの長及び職員）

第35条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置かなければならな

い。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第36条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置かなければならない。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第37条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行つた結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第38条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第39条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市消費者保護条例 (抄)

### 目 次

第1章 - 第6章 省 略

第7章 消費生活センターの組織及び運営等 (第34条 - 第39条)

第7章 雑 則 (第34条)

第8章 第40条

附 則

(大阪市消費者保護審議会)

第33条 省 略

#### 第7章 消費生活センターの組織及び運営等

(消費生活センターの名称及び所在地等の公示)

第34条 市長は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び所在地
- (2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(消費生活センターの長及び職員)

第35条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置かなければならない。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第36条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置かなければならない。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第37条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第38条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務

に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第39条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第7章 省 略  
第8章

(施行の細目)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。  
第40条 関し 市規則で